

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続の見直しについて

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画（以下「移行計画」という。）の認定の手続について、所要の見直しを行うこととなったことに伴い、本日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 54 号。以下「改正省令」という。）が公布されました。それに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、改正省令の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）から適用することとしますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

第 1 改正通知

- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」
(平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号) 別添 1

第 2 施行期日等

上記の改正通知は本年 4 月 1 日より適用する。

ただし、改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 57 条、第 59 条及び第 60 条第 2 項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 54 条の 9 第 3 項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとする。

また、改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。なお、改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正
（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 ・第 2 （略） 第 3 移行計画の認定に当たっての留意事項 1 認定申請に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3） (1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。 イ～ロ （略） ハ 定款（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 3 項第 1 号） ニ～ト （略） (2) （略） 2 （略） 3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 8） <u>削除</u>	第 1 ・第 2 （略） 第 3 移行計画の認定に当たっての留意事項 1 認定申請に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3） (1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。 イ～ロ （略） ハ 定款<u>変更案（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したものの）及び新旧対照表</u>（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 3 項第 1 号<u>及び施行規則第 57 条第 1 項</u>） ニ～ト （略） (2) （略） 2 （略） 3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 8） <u>(1) 認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならない。</u> <u>この認可を受けた場合には、認可を受けた日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、当該認可を受けた旨を報告しなければならない（施行規則第 60 条第 2 項）。</u> <u>イ 実施状況報告書（施行規則附則様式第 5） 別添様式 6</u>

(1) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとに、その経過する日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない（施行規則第60条第1項）。

イ 実施状況報告書（施行規則附則様式第5） 別添様式6

ロ・ハ （略）

(2)～(4) （略）

4 認定医療法人の認定の取消し（平成18年改正法附則第10条の4第2項から第4項まで）

(1) （略）

(2) 厚生労働大臣は、上記3の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする（平成18年改正法附則第10条の4第2項及び施行規則第59条）。

イ （略）

削除

ロ～ト

第4・第5 （略）

ロ 変更認可後の定款及び新旧対照表

ハ 定款変更認可書の写し

ニ 社員総会の議事録（ただし、認定申請において添付したものと同一場合には、省略することができる。）

(2) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとに、その経過する日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない（施行規則第60条第1項）。

イ 実施状況報告書（施行規則附則様式第5）

ロ・ハ （略）

(3)～(5) （略）

4 認定医療法人の認定の取消し（平成18年改正法附則第10条の4第2項から第4項まで）

(1) （略）

(2) 厚生労働大臣は、上記3の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする（平成18年改正法附則第10条の4第2項及び施行規則第59条）。

イ （略）

ロ 認定を受けた日から起算して3か月以内に、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について都道府県知事の認可を受けなかったとき（同条第2号）

ハ～チ

第4・第5 （略）

第6 認定医療法人に係る定款の変更について

削除

1 (略)

2 上記1の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。

3 厚生労働大臣の移行計画の認定を行った後、速やかに、厚生労働省医政局医療経営支援課から当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県宛に、認定を受けた医療法人名の一覧を送付する。都道府県においては、認定を受けた医療法人から残余財産の帰属に係る定款変更の申請があった場合には、一覧を参照し、当該医療法人が認定を受けている旨の確認を行うこと。

第7 (略)

別添様式

第6 認定医療法人に係る定款の変更について

1 認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならない。

2 (略)

3 上記1 及び2の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。

新設

第7 (略)

別添様式

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の「別添様式 6」の一部改正
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添様式 6 附則様式第 5（附則第 60 条第 1 項から第 3 項まで関係） 実施状況報告書 年 月 日 厚生労働大臣 殿 法人所在地 法 人 名 代表者の氏名 印 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則 第 10 条の 8 の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。 記 1 実施状況報告の種別 （ ）医療法施行規則附則第 60 条第 1 項に基づく報告 <u>削除</u> （ ）同条第 2 項に基づく報告 （新医療法人へ移行する旨の定款変更） （ ）同条第 3 項に基づく報告 2・3 （略）	別添様式 6 附則様式第 5（附則第 60 条第 1 項から第 3 項まで関係） 実施状況報告書 年 月 日 厚生労働大臣 殿 法人所在地 法 人 名 代表者の氏名 印 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則 第 10 条の 8 の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。 記 1 実施状況報告の種別 （ ）医療法施行規則附則第 60 条第 1 項に基づく報告 <u>（ ）同条第 2 項に基づく報告</u> <u>（移行計画の認定を受けた旨の定款変更）</u> （ ）同条第 2 項に基づく報告 （新医療法人へ移行する旨の定款変更） （ ）同条第 3 項に基づく報告 2・3 （略）